

○習志野市指定管理者候補者選定委員会設置要綱

平成17年5月30日

告示第148号

改正 平成19年3月22日告示第79号

平成24年3月30日告示第95号

平成26年7月11日告示第194号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者を公平かつ適正に選定するため、習志野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成17年規則第33号。以下「施行規則」という。)第5条に基づき、習志野市指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者の募集要項及び選定基準の策定に関すること。
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、施行規則第5条第2項に定める者とする。

2 委員長は副市長とし、副委員長は総務部長とする。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平19告示79・一部改正)

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、指定管理者の指定の申請を行った団体の役員又はこれに準ずる者で

あるときは、当該指定管理者の候補者の選定について審議に加わることはできない。

4 選定委員会は、施行規則第5条第3項に規定する者に意見を聴こうとするときは、委員長が委員に諮って決定するものとする。

(平26告示194・一部改正)

(資料の提出等の要求)

第5条 選定委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係職員に対し、資料の提出、説明等を求めることができる。

(庶務)

第6条 選定委員会の庶務は、契約検査課において処理する。

(平24告示95・一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日告示第79号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第95号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年7月11日告示第194号)

この告示は、平成26年7月14日から施行する。